

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第71期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 石原薬品株式会社

【英訳名】 Ishihara Chemical Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹森 莞爾

【本店の所在の場所】 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

【電話番号】 078 681 4801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 浅野 真司

【最寄りの連絡場所】 神戸市兵庫区西柳原町5番26号

【電話番号】 078 681 4801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 浅野 真司

【縦覧に供する場所】 石原薬品株式会社 東京支店
(東京都台東区台東2丁目26番11号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第71期 第2四半期 累計期間	第71期 第2四半期 会計期間	第70期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	7,924,019	3,983,062	15,983,512
経常利益 (千円)	584,019	275,574	1,606,706
四半期(当期)純利益 (千円)	270,330	83,722	898,536
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)		1,447,280	1,447,280
発行済株式総数 (千株)		7,460	7,460
純資産額 (千円)		13,176,706	13,015,493
総資産額 (千円)		17,309,215	17,480,703
1株当たり純資産額 (円)		1,775.91	1,754.17
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	36.43	11.28	121.10
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)	18.00	18.00	36.00
自己資本比率 (%)		76.1	74.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	116,261		1,057,557
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	301,783		871,694
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	164,982		326,168
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		2,895,517	2,628,353
従業員数 (名)		189 (21)	178 (22)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については、記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

5 従業員数の(外書)は、臨時従業員の四半期(年間)平均雇用人員であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数 (名)	189 (21)
----------	----------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	生産高 (千円)
金属表面処理剤及び機器等	1,196,564
電子材料	103,742
自動車用化学製品等	273,337
工業薬品	47,500
合計	1,621,145

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第2四半期会計期間における商品仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	商品仕入高 (千円)
金属表面処理剤及び機器等	206,690
電子材料	490,409
自動車用化学製品等	114,738
工業薬品	1,119,801
合計	1,931,639

- (注) 1 金額は実際仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注仕入実績

当社は主として見込生産によっておりますので、受注状況について特に記載する事項はありません。

(4) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	売上高	
	金額(千円)	構成比(%)
金属表面処理剤及び機器等		
製品	1,276,327	32.0
商品	261,581	6.6
計	1,537,908	38.6
電子材料		
製品	100,648	2.5
商品	710,553	17.9
計	811,202	20.4
電子関連分野計	2,349,110	59.0
自動車用化学製品等		
製品	279,282	7.0
商品	139,044	3.5
計	418,326	10.5
工業薬品		
製品	45,303	1.1
商品	1,170,321	29.4
計	1,215,625	30.5
総計	3,983,062	100.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 輸出版売高及び輸出割合は、次のとおりであります。

当第2四半期会計期間	
輸出版売高(千円)	輸出割合(%)
768,473	19.3

3 主な輸出先及び輸出版売高に対する割合は、次のとおりであります。

輸出先	当第2四半期会計期間(%)
台湾	35.9
アセアン	27.7
中国	20.8
韓国	14.8
その他	0.8
計	100.0

4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第2四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
T D K 株式会社	731,946	18.4
J F E スチール株式会社	407,627	10.2

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、資源高と海外経済の減速、輸出の鈍化、生産や設備投資の抑制、消費者心理の冷え込みなど国内景気の減速が鮮明になってまいりました。

このような状況下において、売上高3,983百万円（前年同期比5.0%減）、営業利益268百万円（前年同期比39.2%減）、経常利益275百万円（前年同期比37.6%減）となり株価下落による投資有価証券評価損が159百万円発生し、四半期純利益は83百万円（前年同期比70.1%減）となりました。

事業分野別の概要は次のとおりであります。

（事業分野別売上高）

（百万円未満切捨表示）

区分	事業分野	前第2四半期 会計期間	当第2四半期 会計期間	増減	平成20年3月期
製品	金属表面処理剤及び機器等	1,469	1,276	193	5,481
	電子材料	114	100	13	464
	電子関連分野計	1,584	1,376	207	5,945
	自動車用品分野	285	279	6	1,135
	工業薬品分野	36	45	8	150
	製品合計	1,906	1,701	204	7,230
商品	金属表面処理剤及び機器等	155	261	106	704
	電子材料	874	710	164	3,151
	電子関連分野計	1,029	972	57	3,855
	自動車用品分野	106	139	32	423
	工業薬品分野	1,148	1,170	22	4,473
	商品合計	2,285	2,281	3	8,752
総合計		4,191	3,983	208	15,983

（概要）

第2四半期会計期間の売上高の増減は、前年同期に比べ金属表面処理剤及び機器等が86百万円減少、電子材料が177百万円減少、自動車用化学製品等が26百万円増加、工業薬品が30百万円増加したことによるものであります。これらのうち主な増減理由は、金属表面処理剤及び機器等では、バンブ関係めっき液の増加、チップ部品用途他のめっき液の減少、化成処理液自動管理装置の納入台数減及び納期ずれによるものなどであり、また、電子材料は、ニッケル超微粉の需要が低調に推移したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、当第1四半期会計期間末より14百万円減少し、2,895百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における営業活動による資金の増減は、税引前四半期純利益が122百万円となり、減価償却費の計上65百万円、たな卸資産の減少206百万円、仕入債務の減少412百万円等により134百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における投資活動による資金の増減は、有価証券の取得による支出153百万円、売却、償還による収入504百万円等により323百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における財務活動による資金の増減は、短期借入金の返済による支出450百万円及び長期借入金の返済による支出12百万円等により471百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容について

当社は、平成3年11月より、当社株式を大阪証券取引所へ上場しており、株式を市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や、株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、以下のように、当社の企業理念及び経営方針の下、中期的な経営基本戦略、CSR活動及びコーポレート・ガバナンスの強化への取組みから、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

a. 当社の中期的な経営基本戦略等

当社は、創業以来、界面化学（気体・液体・固体などの物質と物質の境界面に関する物性現象の研究）の技術をコアとして「物質表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、その実現に尽力してまいりました。具体的には、楽器・家具用液状つや出し剤「ユニコン」の製造・販売から、半導体外装部品等の表面処理に用いられているめっき液の開発・製造に至るまで業務の領域拡大をはかってまいりました。

また、近年は特に金属表面処理剤の大型消費主体である電子関連製品ユーザーが海外進出をはかっていることから、ユーザーとの協業を効率化するために、平成17年4月、中国上海に駐在員事務所を開設するとともに、平成18年7月、電子関連分野の研究開発を拡充するため本社敷地内の研究開発棟を増設し、研究開発体制を一層強化すると同時に、技術レベルの高い人材の確保と育成に努めております。

これらに加えて、当社は経営基本戦略として、次に掲げる4つの基本戦略を柱と位置づけ、経常利益の確保、ROE（自己資本利益率）・EPS（1株当たりの当期純利益）の向上等を通じた、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に全社をあげて邁進しております。

- (a) 新製品開発、新技術開発のため研究開発を積極的に行う。
- (b) 基礎となる3つの分野（電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野）と4つの事業（電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品）をバランスよく展開し、各々の事業の収益力を高め、その総体として会社の業績の伸長をはかる。
- (c) 自社製品比率を高め、売上高総利益の拡大をはかり収益力の高い会社を目指す。
- (d) 電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を育成する。

さらに、当社は、当社がその事業により獲得した成果の配分の一環として、継続的な安定配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を実施するなど、当社株主の皆様への弾力的な還元策をはかっており、今後もかかる方針を堅持していきたいと考えております。

b. 当社のCSR（企業の社会的責任）活動とコーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は環境にやさしい製品の開発、市場投入をはじめとして、本社、東京支店及び琵琶湖を控えた滋賀工場において環境保全対策の充実をはかっております。また、当社は、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の認証を取得し、これらをツールとして品質及び環境に対する万全の維持管理を行うとともに、地域社会への貢献もはかっております。

当社は効率的かつ健全な経営を可能にし、迅速な意思決定を行うことができる経営管理体制の充実と、経営の透明性の観点から経営のチェック機能の充実を重要な課題と考えており、その観点から、部長会における事例報告や行動指針としてのコンプライアンス規程の制定等によるコンプライアンスの強化、迅速かつ適切な情報開示、機関投資家説明会及び決算時の証券アナリスト説明会等の継続的なIR活動等を通じて、適切なコーポレート・ガバナンスの構築・強化をはかっております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社が、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年5月14日に導入した対応方針に代えて、平成20年6月27日付で新たに導入した対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の概要は以下の通りです。

《本対応方針の概要》

a. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものです。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所定の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

具体的には、（a）当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関としての対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会の設置、（b）大規模買付者への意向表明書の提出要求、（c）大規模買付者への大規模買付情報（当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報）の提供要求とその公表、（d）大規模買付情報の提供完了後60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（左記以外の大規模買付行為の場合）の取締役会検討期間の設定、及び（e）取締役会検討期間の経過前（それまでに、下記に述べる対抗措置発動の判断を行うための株主総会の開催が決定された場合には当該株主総会の終了前）の大規模買付行為開始の禁止、等が大規模買付ルールの主な内容です。

b. 対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当社が、株主総会又は取締役会の決議を経て、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

c. 有効期間

本対応方針につきましては、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様からのご賛同をいただき、同日開催の当社取締役会の終了時点から導入されました。

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、（a）当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は（b）当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期的な経営基本戦略、CSR活動、コーポレート・ガバナンスの強化への取組みは、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として行われているもの

であり、まさに上記基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- a. 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。
- b. 本対応方針は、当社定時株主総会の議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同をいただいております。また、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとされております。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものととなっております。また、当社取締役会が独立委員会への諮問をした場合は、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会が、その判断について当社取締役会に勧告するものであり、対抗措置の発動は、間接的に株主の皆様の意思に依拠することになりますし、株主意思の確認手続きとして株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。
- c. 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から選任される委員により構成される独立委員会を設置しております。
- d. 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- e. 当社取締役は、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は株主総会を開催して株主の皆様の直接の意思を確認するように設定されております。このように、対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- f. 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれでもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期会計期間の研究開発費の総額は232百万円であります。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備について重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	15,650,000
計	15,650,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,460,440	7,460,440	大阪証券取引所 市場第二部	
計	7,460,440	7,460,440		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		7,460,440		1,447,280		1,721,281

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スティール パートナーズ ジャパン ストラテジック ファンド オフ ショア エルピー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W. I (東京都中央区日本橋3 11 1)	505	6.77
石原薬品取引先持株会	神戸市兵庫区西柳原町5 26	425	5.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 6 6	379	5.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1 1 2	366	4.90
石原薬品従業員持株会	神戸市兵庫区西柳原町5 26	240	3.22
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1 3 3	223	2.99
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1 13 1	211	2.82
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区堂島浜1 2 6	209	2.80
株式会社池田銀行	大阪府池田市城南2 1 11	200	2.68
川村 邦子	東京都世田谷区	159	2.13
計		2,920	39.14

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,416,400	74,164	
単元未満株式	普通株式 3,340		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,460,440		
総株主の議決権		74,164	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

2 単元未満株式数には、当社所有の自己株式57株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 石原薬品株式会社	神戸市兵庫区西柳原町 5 26	40,700		40,700	0.55
計		40,700		40,700	0.55

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,350	1,445	1,500	1,500	1,333	1,279
最低(円)	1,201	1,273	1,360	1,310	1,100	1,100

(注) 株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,898,517	2,637,353
受取手形及び売掛金	4,560,011	4,460,824
有価証券	661,501	810,892
商品及び製品	786,360	874,401
仕掛品	59,959	60,882
原材料及び貯蔵品	318,983	241,048
その他	116,902	143,531
貸倒引当金	3,654	3,576
流動資産合計	9,398,582	9,225,357
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,779,443	1,822,881
その他(純額)	967,212	951,453
有形固定資産合計	2,746,656	2,774,334
無形固定資産		
	17,065	14,218
投資その他の資産		
投資有価証券	3,953,498	4,277,265
その他	1,196,716	1,194,032
貸倒引当金	3,303	4,504
投資その他の資産合計	5,146,911	5,466,793
固定資産合計	7,910,633	8,255,346
資産合計	17,309,215	17,480,703
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,276,235	3,526,275
1年内返済予定の長期借入金	32,750	57,250
未払法人税等	164,645	233,421
賞与引当金	142,879	137,926
役員賞与引当金	5,450	21,800
その他	178,736	177,240
流動負債合計	3,800,696	4,153,914
固定負債		
長期借入金	-	6,250
退職給付引当金	94,290	95,921
役員退職慰労引当金	174,527	163,107
その他	62,994	46,016
固定負債合計	331,812	311,295
負債合計	4,132,509	4,465,209

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,447,280	1,447,280
資本剰余金	1,721,281	1,721,281
利益剰余金	10,207,210	10,070,435
自己株式	43,628	43,527
株主資本合計	13,332,143	13,195,469
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	155,436	179,975
評価・換算差額等合計	155,436	179,975
純資産合計	13,176,706	13,015,493
負債純資産合計	17,309,215	17,480,703

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	7,924,019
売上原価	5,862,015
売上総利益	2,062,004
販売費及び一般管理費	
販売促進費	47,949
運賃及び荷造費	131,837
旅費及び交通費	88,263
報酬給与手当及び賞与	312,259
賞与引当金繰入額	77,087
役員賞与引当金繰入額	5,450
退職給付引当金繰入額	10,268
役員退職慰労引当金繰入額	11,420
福利厚生費	88,510
研究開発費	425,244
減価償却費	50,573
貸倒引当金繰入額	76
その他	281,079
販売費及び一般管理費合計	1,530,019
営業利益	531,984
営業外収益	
受取利息	19,838
受取配当金	13,116
為替差益	13,706
その他	19,744
営業外収益合計	66,406
営業外費用	
支払利息	2,564
売上割引	1,402
コミットメントフィー	9,115
その他	1,289
営業外費用合計	14,371
経常利益	584,019
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,200
特別利益合計	1,200
特別損失	
固定資産除却損	140
減損損失	173
投資有価証券評価損	159,783
特別損失合計	160,098
税引前四半期純利益	425,121
法人税等	154,790
四半期純利益	270,330

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	3,983,062
売上原価	2,971,954
売上総利益	1,011,108
販売費及び一般管理費	
販売促進費	24,180
運賃及び荷造費	65,918
旅費及び交通費	42,857
報酬給与手当及び賞与	146,657
賞与引当金繰入額	35,600
退職給付引当金繰入額	4,237
役員退職慰労引当金繰入額	5,711
福利厚生費	42,838
研究開発費	232,096
減価償却費	24,826
貸倒引当金繰入額	0
その他	117,264
販売費及び一般管理費合計	742,190
営業利益	268,917
営業外収益	
受取利息	9,657
受取配当金	659
有価証券売却益	4,733
その他	7,816
営業外収益合計	22,866
営業外費用	
支払利息	2,235
売上割引	523
為替差損	5,508
コミットメントフィー	7,247
その他	694
営業外費用合計	16,209
経常利益	275,574
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,200
役員賞与引当金戻入額	5,450
特別利益合計	6,650
特別損失	
固定資産除却損	89
投資有価証券評価損	159,783
特別損失合計	159,873
税引前四半期純利益	122,351
法人税等	38,629
四半期純利益	83,722

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	425,121
減価償却費	127,787
減損損失	173
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,123
賞与引当金の増減額(は減少)	4,952
役員賞与引当金の増減額(は減少)	16,350
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,630
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	11,420
受取利息及び受取配当金	33,032
支払利息	2,564
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	4,746
為替差損益(は益)	10,667
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	159,783
有形固定資産除却損	127
売上債権の増減額(は増加)	99,186
たな卸資産の増減額(は増加)	11,028
仕入債務の増減額(は減少)	250,040
その他の流動資産の増減額(は増加)	26,813
その他の流動負債の増減額(は減少)	20,578
その他の固定資産の増減額(は増加)	20,361
その他の固定負債の増減額(は減少)	1,583
小計	310,470
利息及び配当金の受取額	32,605
利息の支払額	2,564
法人税等の支払額	224,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	116,261
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	6,000
定期預金の払戻による収入	12,000
有価証券の取得による支出	278,497
有価証券の売却及び償還による収入	634,522
有形固定資産の取得による支出	54,597
無形固定資産の取得による支出	5,644
投資活動によるキャッシュ・フロー	301,783

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	480,000
短期借入金の返済による支出	480,000
長期借入金の返済による支出	30,750
ファイナンス・リース債務の返済による支出	738
自己株式の取得による支出	101
配当金の支払額	133,392
財務活動によるキャッシュ・フロー	164,982
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,102
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	267,164
現金及び現金同等物の期首残高	2,628,353
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,895,517

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>1 会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>なお、この変更により営業利益は8,736千円減少しておりますが、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>なお、この変更による損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 法人税法の改正により、機械及び装置の耐用年数を4～15年としておりましたが、第1四半期会計期間より4～9年に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ6,222千円減少しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 3,044,647千円	有形固定資産の減価償却累計額 2,922,893千円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
法人税等の表示方法 当第2四半期累計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
法人税等の表示方法 当第2四半期会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 2,898,517千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 3,000千円 現金及び現金同等物 2,895,517千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	7,460,440

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	40,757

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	133,555	18.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	133,554	18.00	平成20年9月30日	平成20年12月5日

5 株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成20年9月30日)

時価のある其他有価証券が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	1,181,754	1,342,016	160,261
(2) 債券			
国債・地方債	1,752,034	1,751,302	732
社債	145,300	145,105	194
その他	1,792,491	1,371,347	421,143
(3) その他	1,843	1,799	44
合計	4,873,424	4,611,569	261,854

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 減損処理の基準……四半期末における時価が取得原価に比べ50%超下落している其他有価証券のすべて、及び四半期末における時価が30~50%下落している其他有価証券については金額の重要性、個々の銘柄の回復可能性を判定して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1,775円91銭	1,754円17銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	13,176,706千円	13,015,493千円
普通株式に係る純資産額	13,176,706千円	13,015,493千円
普通株式の発行済株式数	7,460千株	7,460千株
普通株式の自己株式数	40千株	40千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	7,419千株	7,419千株

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	36.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益	270,330千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る四半期純利益	270,330千円
普通株式の期中平均株式数	7,419千株

第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	11.28円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益	83,722千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る四半期純利益	83,722千円
普通株式の期中平均株式数	7,419千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月29日開催の取締役会において、第71期の中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金総額 133,554千円

1株当たりの額 18円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

石原薬品株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石原薬品株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第71期事業年度の第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、石原薬品株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。